

## 「恵泉裏道路問題」のこれまでの経緯（概略）

昭和41（1966）年3月 世田谷区は、元労働大臣・鈴木正文氏から頼まれて、その宅地（借地）・建物を買い取り、住民への説明も法的手続きもなしに、その上に計画道路の線引きをした。

昭和47年10月 東京地裁へ住民訴訟を提訴

「佐野区長と高橋土木部長は道路法に違反して開設しようとした道路の用地買収のために違法に公金を支出したから、これを両名は連帯して区に弁済せよ」という請求

翌年、 区議会は道路認定の議案を強行採決

昭和50年4月 初の区長公選で大場啓二氏が区長となる

昭和54年1月 一審判決 敗訴 同年2月 高裁へ控訴

昭和56年5月 二審判決 敗訴 同年6月 最高裁へ上告

昭和59年11月 最高裁判決 上告棄却

三上は自宅の建て替えのための建築確認の申請を行ったが、世田谷区はこれを却下した。区はその手段として、「道路指定」を行った。

昭和61年3月 建築基準法による審査請求をしたが、区審査会はこれを棄却

同年 6月4日 東京地裁に、区の「道路指定」の処分を取り消せという行政訴訟を提訴

同年 6月14日 東京地裁に、区の昭和52年の「道路認定」と「区域決定」処分を取り消せという行政訴訟を提訴

昭和62年2月 三上夫妻が『「行政暴力」と住民運動』を出版

平成3（1991）年3月 判決 敗訴 同年4月 高裁へ控訴

（隅谷三喜男氏の意見書あり。）

平成4年 2月 高裁判決 敗訴 同年3月 最高裁へ上告

→ 後に建物訴訟の和解において、取り下げることになる。

平成元年 1月 老朽化した自宅の建て替え（9月完成）

平成2年 5月 区から「違反建物部分を除去せよ」という強権圧力あり

同年 7月 これに対して三上夫妻は、区建築審査会に審査請求

同年 11月 区審査会はこれを棄却

平成3年 5月 東京地裁へ建物訴訟を提訴  
「区の『建築基準法に違反するから計画道路部分に突き出した建物を除去せよ』という命令を取り消せ」という請求

平成4年 5月 地裁による和解成立  
①区の道路開設事業に現に支障となるため必要となった時は、道路に突き出した部分を除去する。  
②最高裁への路線認定、道路指定の行政訴訟は取り下げる。

しかし、裁判所による和解の理解や認識において三上夫妻と区との間に大きなズレのあることがわかり、同年10月、三上は区長あての抗議書を提出した。

(三上夫妻著『「住民いじめ」との闘い30年』181～186頁)

(この後、恵泉女学園の秋田稔学園長の区長あて見解書あり。)

平成7年 3月 三上夫妻が『「住民いじめ」との闘い30年』を出版  
同年 7月 三上富三郎死去

その後も世田谷区は、建て替えや引越しを行う地権者から、「道路用地」の任意の買取を続けてきた。

平成15年 4月 区長が大場氏から熊本氏に代わる。  
熊本区長は積極的に道路推進政策を展開する。

以降、三上宅へ担当職員がたびたび訪問。三上側は道路反対を貫き、水と緑の大切さを説く。

平成17年 三上宅地西側角部分を無償貸しで、人のみを通る避難通路(細い道)をつくることが区の道路推進課から提案され、話しあいにより合意。区費で垣根が整備された。

しかし、防犯上などの理由で区は開設しないまま4年間も放置してきた。

→ 平成21年6月、道路推進課と了解の上で、三上の費用負担で元に戻した。

平成20年12月 突然、「道路を通せ」という区長への陳情の署名簿が、町会組織や小学校(生徒)を通じて地域住民の間に回され、町会長から熊本区長へ届けられた(この署名活動には世田谷区が関与した可能性がみとめられる)。

これに対して、三上が代表となり、道路計画をやめるよう賛同者の署名303名を集め、平成21年3月、区長に「緑と水を守る”まちづくり”に関する陳情書」を提出した。(添付資料1参照)

平成21年 4月 志村道路整備部長および熊本区長からの「あくまでも道路を通す」という内容のそれぞれの文書が、間をおいて届けられた。すなわち、上記の陳情書による要望は無視された。

平成21年 4月 放置された避難通路について、三上の私有地部分を元通りに戻す方針を区に伝え、区担当者も了解した。(この件についても三上は区から多大なる損害を被った。)

平成21年11月 世田谷区は土地収用法による事業認定手続きを始めるとして、地区会館にて住民への事業説明会を開催。席上、三上温子・三上芙美子の両者が問題の道路の建設反対の意見を述べた。他方、出席者からの道路事業推進賛成の意見表明は、1名のみであった。

平成22年 9月 世田谷区は東京都へ「世田谷区主要生活道路106号線新設工事」の事業認定の申請を行なった。

これに対して、地権者である三上、大本の両者は連名で東京都へ反対の意見書を提出した。

平成23年2月1日 東京都は、区からの申請どおりに事業認定をして、告示した。世田谷区はその直後に、付近の区所有地に土地収用に関する「お知らせ」の掲示板を建てた。

平成23年 4月 区長が熊本氏から保坂氏に代わる

平成23年5月中旬 区の道路推進課が、東日本大震災に伴う公共用地の点検作業の一環と称して、三上宅地の測量を行なうとして協力を要請してきた。道路事業推進の目的であることは明白に推察できるため、三上は測量立会いを拒否した。

平成23年9月5日 保坂区長への直訴状「通称『恵泉裏道路』事業差し止めのお願ひ」文書を提出した。区長不在のため、区長との面談予約を区長室へ申し入れた。区長室長は、区長へ伝え、(三上へ)連絡すると言われたが、何ら連絡はなかった。

平成23年12月2日 「土地調書の作成について」という区長名による通知が、突然に届いた。三上、大本の両地権者は共に作成への協力を拒否し、区長室長へ口頭で抗議し、区長との面談を再度申し入れた。

- 平成24年1月7日 保坂区長より三上温子あてに、道路事業（恵泉裏通り）は取りやめず、土地収用法に基づく手続きを進める、という手紙が届いた。
- 平成24年1月11日 三上温子より区長へ、上記の区長判断に対する抗議と撤回要求の手紙を郵送した。
- 平成24年1月12日 世田谷区は東京都へ事業用地取得権利についての収用採決の申請を行なった。（このことは、後日1月20日に届いた財務部用地課からの通知文書で初めて知った）
- 平成24年2月4日 東京都収用委員会より、「裁決の申請について（通知）」および「今後の手続きについて」の文書が郵送で届いた。
- 平成24年3月8日 都庁「都民の声」課に出向き、都知事への「直訴」文書・資料を持参した。担当者からの勧めにより、親展として都知事宛てに（3月8日）直接郵送した。  
→ 後日、これらの文書類は知事室から収用委員会へ届いたということである。
- 平成24年5月22日 都収用委員会事務局の担当職員が三上宅を来訪。「今後の手続き」や「意見書の作成」についての説明がなされた。
- 平成24年6月6日 都収用委員会へ意見書（6月5日付け）を郵送にて提出。そもそも区の道路計画（「道路事業」）に反対であるから異議ありの意見を記述し、著書や資料も添付した。
- 平成24年7月10日 区長から都収用委員会へ再度提出された意見書に対する反論の意見書（7月9日付け）を作成し、都収用委員会へ郵送した。
- 平成24年7月26日 （公財）日本生態系協会より、三上が5月11日付けで我が家の屋敷林を対象に応募した「第4回関東・水と緑のネットワーク拠点百選」の結果について、お知らせが届いた。今回の選定は残念ながら見送りとなったが、私どもの自然を守る活動がきわめて重要であること、無理に手を付けずにそのままにしておくことも選択肢の一つであることなどの、選定委員からの有益なコメントをいただいた。

平成24年8月3日 都庁での「世田谷区の土地収用事件」審理に、三上温子  
および（代理人）三上芙美子の両名が出席。  
委員会に対して、区の道路計画が間違いであることを主張  
し、道路事業をやめさせてほしいこと、各委員が我々の提  
出資料を読み、現場を実地に見聞することを要望した。

平成24年11月23日 都収用委員会から「裁決書」が届いた。  
（土地の補償額：71,790,932円、区の権利取  
得の時期：平成25年1月21日という裁決）

平成24年11月28日 早速に区から担当課長、係長らが三上宅を来訪し、  
裁決に基づいて事業を進める旨の区の方針を述べた。  
三上側は「補償金は絶対に受け取らない」「収用委員会の裁  
決は認められない」と伝え、「区長が我々の意見を聴きに來  
るように区長に伝言すること」を求めた。

平成24年12月17日 区から板垣・副区長が吉田・道路整備部長、課長、  
係長と共に三上宅を来訪。  
副区長に対して、これまでの経緯、環境破壊、通過道路の  
危険性等々について説明すると、区側はあくまでも道路推  
進を唱えるばかりで、平行線のまま終わる。

このように、区職員とのやりとりは、平成24年中も何度も（4月18日、6  
月5日、11月28日）あったが、私ども住民の声は無視され続けている。

保坂区長は、依然として現場も訪れず、私どもとの直接対話もしようとしてい  
ない。

平成25年1月10日 保坂区長より「補償金払渡通知書」が郵送で届いた。  
（1月16日午後地区会館で補償金の支払いをする、  
受領拒否の場合は法務局に供託する、というもの）

平成25年1月19日 世田谷区より「供託通知書」が郵送で届いた。  
（補償金を東京法務局へ1月17日付けで供託した、権  
利取得は1月21日である、というもの）

平成25年2月22日 私たちは、今後の活動を強化するために、近隣住民と共  
に「経堂・船橋地区の住環境を守る会」を結成した。

平成25年3月16日 区の行政暴力の実態と私たちの取り組みについて、地域の人々により広く知らせるためのパンフレット（ニュースレターNo.1）を作成し、配布を開始。

平成25年12月6日 三上温子、三上芙美子の両者が唐沢としみ区議の「トーク集会」に出向き、そこに出席した保坂区長に対して直接、「現場を見に来て下さい」と要請したところ、区長は来訪を約束した。

（このとき区長へ手渡した「保坂世田谷区長への伝言」添付資料2参照）

平成25年12月26日 保坂区長が三上宅を板垣副区長を伴い来訪。唐沢区議も同席。区長は三上の自宅の庭と周辺を初めて見た。その上で30分足らず三上の訴えを聴き、今後も直接の話し合いを継続することを約束した。

平成26年 1月14日 世田谷区より、「立入り通知書」および「違反建築物に対する是正命令について」と称する文書が届いた。  
「立入り通知書」は「建物等の物件補償費の算定に必要な調書を作成するため、三上の土地、物件に立ち入りたい」というもの。  
「是正命令について」は、「平成2年5月16日付けで区が発した『違反建築物に対する是正命令』は撤回する」というもの。

平成26年 1月17日 区長へ「立ち入りお断り」と「『立入り通知書』の即時の白紙撤回」を求める文書「『立入り通知書』への返事」を書留・親展にて郵送した。

平成26年 1月28日 区の職員（田中課長、黒沼係長、他職員）総勢10名近くが三上家に来て、三上の承諾無しに、外側から「調査」を強行した。

保坂区長とのその後の直接対話は、実現していない。

平成26年 9月12日 道路推進課の黒沼係長より「土地収用法の手続きを進める」旨の9月2日付けの手紙（留守中で郵便局留め）が届いた。

- 平成26年10月30日 三上温子・芙美子が仲間の住民1名と共に唐沢としみ区議の「トーク集会」に出席。そこに来賓として来られた保坂区長に、改めて道路事業の廃止と話し合いを要望して「保坂世田谷区長への伝言」文書を手渡した。
- 平成26年11月 6日 ところが、突然区長名で「物件調書の作成について」という文書が郵送されてきた。「明け渡し裁決申し立て」のための手続きであるという。  
翌日、係長より電話で「板垣・副区長が説明に三上宅を訪問する」との連絡があった。三上は「道路づくりを前提とした話しには応じられない」と返事した。(後日、留守中、副区長の「協力お願い」の手紙が郵便受けにあった。)
- 平成26年11月 7日 区長へ『物件調書の作成について』に対する抗議」文書を書留・親展にて郵送した。
- 平成26年11月12日 板垣副区長より、三上温子、三上芙美子兩名宛てに「話し合いの機会を持ちたいが、一方で土地収用法の手続きを粛々と進める」旨の手紙が届いた。  
(平成4年5月19日の「第8回口頭弁論調査書」の写しが同封されていた。)
- 平成27年1月24日 東京都収用委員会から、「明け渡し裁決の申し立てについて(通知)」の文書が郵送で届いた。
- 平成27年3月23日 都収用委員会より、起業者世田谷区から提出された意見書の写しが郵送で届いた。
- 平成27年4月8日 都収用委員会事務局の担当職員2名が三上宅を来訪。「今後の手続き」や「意見書の作成」等について説明がなされた。

以上、本件に関する主要な動きの事実関係を、その都度記録してきたものです。

2015年4月24日

三 上 温 子



三 上 芙 美 子

